

令和3年度第5回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和3年度第5回仁淀川町農業委員会定例総会を令和4年1月27日仁淀川町交流センター3階大会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 14名

農地利用最適化委員 5名

欠席委員 2名

(事務局) 4名

3. 議案

議案第8号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第9号…農地法第5条の規定による許可申請の審議について

その他

開会

午前9時30分

事務局(●●) 令和3年度第5回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員出席数は14名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員(1番●●員 2番●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第8号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第21号(所有権移転)

[事務局●●説明]

譲渡人は、吾川郡いの町●● ●●番地●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積51㎡

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

1月17日事務局の●●と譲受人の●●さん立会いの下で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第22号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、京都府宇治市●● ●●番地●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 471 m²

●●字●● ●●番● 面積 184 m²

合計面積 276 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

1月14日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第23号（所有権移転）

[事務局 川村説明]

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●
譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●兼農業
土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 250 m²
地目は台帳・現況とも畑になっております。
譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

1月14日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第24号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、岐阜県郡山市●● ●●番地●の●●さん、●●歳、●●
譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業
土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 493 m²
●●字●● ●●番 面積 62 m²
●●字●● ●●番● 面積 152 m²
●●字●● ●●番 面積 456 m²
●●字●● ●●番● 面積 602 m²

合計面積 1,765 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

1月13日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないこと

を確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 権利取得者が町外

○受付第11号(所有権移転)

[事務局 川村説明]

譲渡人は、高知市●● ●●番地●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、高岡郡越知町●● ●●番地●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 315 m²

●●字●● ●●番 面積 102 m²

●●字●● ●●番 面積 89 m²

●●字●● ●●番 面積 1109 m²

●●字●● ●●番 面積 43 m²

合計面積 1658 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

1月18日事務局の片岡と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第12号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、高知市●● ●●番地●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番●	面積 65 m ²
●●字●● ●●番●	面積 287 m ²
●●字●● ●●番●●	面積 238 m ²
●●字●● ●●番●	面積 1751 m ²
●●字●● ●●番●	面積 478 m ²
●●字●● ●●番●	面積 556 m ²
●●字●● ●●番●	面積 452 m ²
●●字●● ●●番●	面積 1709 m ²
●●字●● ●●番●	面積 1355 m ²
●●字●● ●●番●	面積 297 m ²
●●字●● ●●番●	面積 726 m ²
●●字●● ●●番●	面積 700 m ²
●●字●● ●●番●	面積 515 m ²
●●字●● ●●番●	面積 676 m ²
●●字●● ●●番●	面積 458 m ²

合計面積、10,263 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。
譲渡理由は贈与となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

1月19日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第9号

(農地法第5条の規定による許可申請の審議について)

○受付第1号

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●● ●●番地の●●さん

譲受人は、吾川郡仁淀川町●● ●●番地●の●●さん

土地の所在は ●●字●● ●●番● 面積 912 m²

地目は台帳・現況ともに畑となっています。

転用理由は駐車場の為となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

現地確認を1月13日に事務局●●の2名で実施しました。

まず事業実施の確実性については

1. 譲受人の●●さんは、資力及び信用があることを確認しました。
2. 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありません。
3. 行政庁の許認可等の処分については、該当がありません。
4. 許可後遅滞なく事業の用に供することについては、許可後速やかに実施されることを確認しました。
5. 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。

次に被害防除について

1. 土砂の流出又は崩壊その他の災害については、現状のまま利用となっており問題ないと思われれます。
2. 農業用排水施設の機能は影響がないと確認しました。
3. 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないことを確認しました。

以上の確認の結果、転用は問題ないと判断いたします。

この件については、全員賛成となり許可と決定する。

その他

なし

以上で令和3年度第5回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時00分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員●●

署名委員●●